

第21回 こども家庭審議会障害児支援部会の開催について

こども家庭庁では、こども家庭審議会令(令和5年政令第127号)第6条第1項の規定に基づき、こども家庭審議会の決定により、「障害児支援部会」が設置されました。

本部会では、障害児支援に関する調査審議を行います。

1. 日時:令和8年8月19日(水)
2. 開催方式:持ち回り開催
3. 議事 障害保健福祉施策の動向について
第20回障害児支援部会以降の障害保健福祉施策の動向について、報告を行う。

- ・資料は、会議当日にこども家庭庁ホームページにて掲載予定です。
- ・議事概要は、持ち回り開催後に掲載予定です。
- ・持ち回り開催のため、頭撮り、会場での傍聴及び対面での記者ブリーフィングはございません。

【本件連絡先】

こども家庭庁支援局 障害児支援課
徳永、柳原、松本、吉原、沖浦
電話 03-6861-0062